

北陸学院大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

北陸学院大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、北陸学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神は「主を畏れることは知恵の初め」と定め、大学の使命・目的に関しては、大学全体の教育理念・目的、学部の目的及び学科ごとに教育目的を学則に定めている。建学の精神と大学の使命・目的は、三つのミッション・ステートメントとスクールモットーを設定して簡潔に文章化している。使命・目的の実現を目指した「中期事業計画書(H27-31)」を策定している。また、大学は人間総合学部には社会学科と幼児児童教育学科の2学科を設置し、教育研究組織は大学の使命・目的及び教育目的を実現するにふさわしく適切に整備している。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーは大学案内、募集要項に明記されるとともに、大学ホームページにも掲載されており周知が図られている。教育理念は心の豊かさや人間的資質を備えた人材育成を目指し、教育課程の編成が行われている。入学者数については、入学定員を変更して教学改革を行っているが、社会学科は年度ごとに改善しているものの未充足状態にあり、今後入学者確保のための一層の努力が期待される。

「基準3. 経営・管理と財務」について

学校法人及び大学は、組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされている。大学の使命・目的を実現するために、組織体制を整備するなど継続的な努力がなされている。理事会は、適切に開催され、重要事項の審議・決定が行われている。理事は寄附行為の規定にのっとり選任され、理事会への出席状況も適切である。学長は理事会で決定された方針に従い大学を統括し、大学の意思決定と業務執行において適切なリーダーシップを果たしている。

「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価については「北陸学院大学自己点検・評価に関する規程」に基づき、大学の使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価を行っている。平成25(2013)年度から日本高等教育評価機構が定める基準に準じ、年度ごとに課題を掘下げ自己点検・評価を行い、自己点検・評価の結果はPDCAサイクル活用の仕組みが確立されており、教育研究、大学運営の改善・向上に向けて有効に機能している。

総じて、建学の精神に基づく大学の教育目的と社会的使命を定め、法令を遵守し適正に教育が行われている。今後は、教育の質の一層の向上を目指し、地域社会の支持を得て長期的に経営基盤を安定させ、優れた人材を送出すことによって、地域社会の発展に貢献す

ることを期待したい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.特色ある教育・研究と社会貢献」「基準 B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神は「主を畏れることは知恵の初め」と定め、大学の使命・目的は「北陸学院大学学則」の第 1 章総則第 1 条に「本学は、福音主義のキリスト教に基づき、教育基本法及び学校教育法にのっとり、学問研究及び教育の機関として責任を伴う自由で自立した人格を形成するとともに、愛と奉仕の精神をもって、地域社会と人類社会に貢献する国際的感覚の豊かな人材の育成を目的とする」と明示している。また、建学の精神と大学の使命・目的については、現代的な文脈に即して具体化を図り、三つのミッション・ステートメントを入試ガイドブック、学生要覧などに簡潔に文章化し、「Realize Your Mission（あなたの使命を実現しよう）」をスクールモットーに設定している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的は学校教育法第 83 条、大学設置基準第 2 条を遵守し、大学の個性・特色を「福音主義のキリスト教に基づき」「愛と奉仕の精神をもって」と学則に明示している。さらに、学部・学科では、「人間を多角的・学際的に研究し、質の高い生活を可

能にする保育者・教育者を育て、心の豊かさや人間的資質を備えた人材の育成」を目的としている。

大学を取巻く環境の急激な変化に対応するため、学科の改組や定員の見直しを行っている。さまざまな変化に対応するため大学の最終意思決定機関である大学評議会を原則月 2 回開催している。さらに、大学の使命・目的の実現を目指した「中期事業計画書(H27-31)」で基本戦略及び個別計画を策定し、教育目的や教育課程の編成方針を再構築している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

理事会などの役員会、また、教授会などにおける開始時・閉会時の祈祷や、職員朝礼における祈祷などにより建学の精神の浸透が図られている。使命・目的は、大学案内やホームページなどに掲載し学内外に周知するとともに、学生には必修授業である「北陸学院セミナー」を通じて共通理解を図っている。

使命・目的の実現を目指した「経営改善計画(H22-26)」さらに「中期事業計画書(H27-31)」が策定され、当面の最大の課題である学生確保を中心に計画が履行されている。また、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）については、大学評議会の所轄委員会である「教学マネジメント委員会」において組織的に、全学的な課題として見直しが行われている。

教育研究組織は、大学の使命・目的及び教育目的を実現するにふさわしく適切に整備している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは「大学案内」「募集要項」に明記されるとともに、大学ホームページにも掲載されており、志願者のみならず、広く社会一般にも周知されている。

平成 24(2012)年に社会福祉学科の募集を停止し、新たに社会学科を創設して入学定員を変更するなどの教学改革を行ったが、社会学科の定員は年度ごとに改善がみられるものの未充足状態にあり、完成年度に向けて一層の向上が期待される。

入学試験実施体制は、入学者選考委員会において入学試験に関わる全般を審議するとともに、入学者の選考は教授会より入学選考委員会に委任され、適正に審議・決定されている。さらに、受験生のニーズに合った多様な入試形態により、それぞれ特性を持った学生を受入れている。

【参考意見】

○社会学科の定員の充足率が低いので、完成年度に向けて更なる定員の確保が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育理念に基づき、学則に人材育成目的や教育課程編成方針が規定されている。また、他大学と共同した教学改革を進めている。

教育課程に関しては、学部・学科の教育課程編成方針に沿って教育課程が編成されている。また、教育課程編成方針は、学生要覧やホームページなど各種媒体を通じて周知、説明がなされている。

教育上の工夫については、入学前準備プログラムとしての「ウォーミングアップ学習」や「教育外体験学習プログラム」を取入れるなど体験型授業を行っている。さらに、シラバスに「授業時間外事前事後学習の指示」やオフィスアワーなどを設けて、単位制度の実質化を保っている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

アクティブラーニングや体験学習プログラムなどを構造化した初年次教育の取組みが行われている。大学評議会や各種委員会には職員が正規のメンバーとして参加して意見を述べており、また、各学期に行われる授業参観にも職員が参加し、職員の視点から意見を述べるなど教員と職員の協働体制が整備されている。その他、教職員協働による学修・授業支援体制が整備されている。

学修・授業支援として、「基礎学力不足の学生に対する基礎力強化科目の履修」「短期集中対策講座」「学習支援室」の三つを柱に取り組んでいる。学生の意見をくみ上げる仕組みとして、全科目の中間アンケートを義務付け、期末授業アンケートの結果及びそれに基づく授業改善事項の提出により授業改善を行っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、成績評価基準は規定され、適切に運用されている。また、各授業の単位数は、設置基準に準拠して構成することを標準とし、授業形態（講義、演習、実験・実習及び実技）ごとに単位数を定めている。単位の認定は履修規定により、履修科目における授業回数数の一定回数以上出席し、授業科目ごとに行われる試験に合格することを定めている。「成績評価方法と基準」をシラバスに具体的に明記するとともに、担当教員より授業の中で説明を行っている。さらに、進級基準も履修規定により明確に定めている。なお、卒業要件も規定されている。

GPA(Grade Point Average)を「卒業研究」の履修基準に用いるほか、「GPA を用いた学習指導」として GPA 数値による指導を行っている。学生への成績の開示後、成績評価に関する問合わせ期間を設け、問合わせなどにも対応している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

教育課程の内外においてキャリア教育の体制が整備されている。教育課程内では、キャリア支援科目を開講しており、学科の特長に応じたキャリア教育が行われている。インターンシップについては、現在、希望する学生を対象に実施しているが、一般企業に就職を

希望する学生には単位化する方向で検討が行われている。教育課程外では、学生支援課が就職セミナー、キャリア関連の講演会などを実施しており、キャリア形成に向けた支援体制が整備されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、授業アンケートや授業参観の実施を通じて行っている。授業アンケートを学期の中間に実施し、かつ学期末にも行い、その結果を担当教員にフィードバックし、改善事項の提出を求めるといったように、教育内容・方法及び学修指導の改善策を講じている。教員からのコメント・回答を含めたアンケート結果は、期間を定めて学内で公開している。

授業参観は、定期的に期間を定めて実施し、専任教員、兼任教員、職員が参加した上で実施しており、学修指導などの改善に努めている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活の支援については、全教員・担当職員によって構成される学生委員会が行っている。法人・大学事務局に学生支援課を設置し、就職支援、キャリア支援、学生生活のさまざまな支援を行っている。学生生活の支援としては、健康相談及びメンタルケア、奨学金などの経済的な支援、さらに通学の利便性を図るためにスクールバスの運行などの取組みを行っている。

学生生活全般についての学生の意見・要望の把握は、学生生活調査を実施し、その結果を大学評議会に報告するなどして学生生活の改善につなげている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準上必要な教員数は確保されており、教育目的及び教育課程の遂行に必要な教員が確保されている。教員の採用・昇任については、学内規定にのっとり適正に行われている。

教員評価は、教育・研究活動評価委員会が担当し、「業績報告書」をもとに、学内での管理運営活動、教育活動、研究活動、社会的な活動などの取組みを数値化して行っている。

教員の研修については、「大学間連携共同教育推進事業」の一環として「FD・SD 研修会」を開催し、資質向上や能力開発を行っている。

教養教育については教学マネジメント委員会がその責任を担っている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎は設置基準を上回る面積を有しており、屋外運動場、室内施設も教育研究を行う上で整備されており、適切に管理されている。図書館には、キリスト教関係の貴重な資料が所蔵されている。

講義、演習などの科目の特性に合わせて履修人数を制限したり、複数クラスを開講したりするといった措置を講じており、受講学生数を適切に管理している。

【優れた点】

- 学生の自習スペースとして、「学習支援室」を土・日を含む毎日 22 時まで開放している点は高く評価できる。
- 図書館利用を促進するための施策として、学生自身が自由な発想で利用拡大を図ることを目的とした「図書館サポーター体制」を実施し、展示コーナーの設置や学生の視点による選書ツアーなどを実施している点は高く評価できる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

学校法人及び大学は、組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされている。大学の使命・目的を実現するために、組織体制を整備するなど継続的な努力がなされている。

危機管理規定を整備し、安全管理に対する施策がとられ、節電による省エネルギー対策やキャンパス内を全面禁煙にするなど、環境保全と健康教育の実践に取り組んでいる。

個人情報保護、ハラスメント防止などの人権に関する規定が整備され、教職員としての倫理性と責任ある行動を促すとともに、学生に対しても学生要覧などを通じて周知し、人権に対する配慮がなされている。教育情報及び財務情報は、ホームページなどで適切に公表されている。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

学校法人の最終意思決定機関である理事会は、適切に開催され、重要事項の審議・決定がなされている。理事は寄附行為の規定にのっとり選任され、理事会への出席状況も適切である。

理事会のもとに委任機関として常務理事会を置き、日常業務など一定事項の決定・処理を行い、効率的な学校運営を図っている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の管理運営に関する重要な事項を審議する機関として、大学評議会を置き、教育研究に関する重要な事項を審議する機関として教授会を置いている。学則の規定により、大学評議会と教授会で議事が重なる場合、決定は大学評議会が行うこととされ、大学評議会の権限と責任を明確に定めている。

学長は理事会で決定された方針に従い、学則にのっとり、大学の最高審議機関である大学評議会を招集し学内の意見調整を図るなど、大学を統括し、大学の意思決定と業務執行において適切なリーダーシップを果たしている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長は学院長・宗教主事として、大学評議会及び教授会のメンバーであり、学長及び副学長は理事会のメンバーでもあることから、教学部門と管理部門との連携は円滑に行われている。

監事は理事会、評議員会及び監査法人の監査報告会に出席しているほか、年度ごとに定めたテーマによる業務監査を行うなど、監事の職務は適切に執行されている。評議員会は理事会の諮問機関として、寄附行為に基づいて適切に運営されている。

理事長は理事会をまとめ、大学評議会及び教授会にも参加して、法人の経営に適切なリーダーシップを発揮している。

教職員の創意工夫を奨励し業務改善に資するため「提案制度規程」を定め、個人の提案などを取り入れていくための仕組みを整備している。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務組織体制については、組織規定において管理組織及びその所管業務の範囲と権限が規定され、事務組織事務分掌規定において各部署が果たす役割が明確に規定され、適切に機能している。

事務職員全員参加による事務定例会が毎月開催され、理事会、大学評議会及び教授会における決定事項の報告がなされ、教学及び管理運営の方向性の確認が行われている。大学評議会及び各委員会には事務管理職がメンバーとして参加しており、教学部門と事務部門が緊密な連携を図りながら業務の執行に当たっている。

職員の資質・能力の向上を図り、組織力を高めるため、人事評価制度の導入、「FD・SD 研修会」への職員の参加、職員一人ひとりへの研修予算の配分などの配慮がなされている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 22(2010)年度に平成 26(2014)年度までの経営改善計画を策定し、帰属収支差額均衡を最大の目標として取組んできたが、目標達成には及んでいない状況である。

そのため、平成 26(2014)年度に平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までの第 2 クールの中期事業計画を策定し、財務体質の強化及び長期的視点を持った資金の留保を一つの基本戦略として位置付け、長期的なコストダウンを目指した設備投資計画、計画的・戦略的な人員採用、給与体系の見直しなどを行い、平成 31(2019)年度に消費収支差額の均衡を目標として取組もうとしている。

外部資金導入については、金沢市より「金沢市教育プラザ子ども広場」運営事業を平成 24(2012)年度から継続して受託するなど取組みができています。

【参考意見】

○平成 27(2015)年度からの中期事業計画のもと、法人全体として入学者の確保に努め、資金留保、経費削減、人件費削減など詳細な計画を策定し、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に向けたより一層の努力が望まれる。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準及び「学校法人北陸学院 経理規程」「学校法人北陸学院 経理規程施行細則」にのっとり、適切な会計処理がなされている。

予算執行管理については、目的別予算執行管理システムにより会計システムに連動するシステムを導入し、詳細な予算管理を行っている。

予算外支出については、部門内予算流用と予備費で対応しており、予備費の使用については常務理事会の承認を得た上で執行されている。

監査法人による会計監査は、監査計画の説明から始まり、期中・期末監査、理事長ヒアリング、監査報告など厳正に実施されている。また、監査時及び監査結果の報告会には監事も同席して意見交換を行うなど、体制が整備されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

「北陸学院大学自己点検・評価に関する規程」に基づき、自己点検・評価実施委員会を設置し、大学の使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価を行っている。

平成 24(2012)年度の組織再編で、自己点検・評価実施委員会を大学の最終意思決定機関である大学評議会の所管とし、学長を委員長として教育部門及び事務部門の長で構成されており、適切な自己点検・評価を行う体制となっている。

平成 20(2008)年度の大学開設以来、完成年度までは「履行状況報告書」をもって自己点検・評価を実施してきたが、平成 25(2013)年度から日本高等教育評価機構が定める基準に準じ、年度ごとに課題を掘下げ自己点検・評価を行っている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

「学生による授業評価アンケート」「教職員による授業参観」「学生生活調査」「教育改革の取り組み状況に関する調査」「大学および短期大学への適応過程に関する調査」は、毎年実施し、現状把握とともに分析などを行い、自己点検・評価の客観的根拠としている。

IR(Institutional Research)、各種データの収集及び分析を一元的に取扱う部署は設けていないが、データは各事務部門で作成されており、エビデンスについては調査・分析する際にデータの変化などの把握が十分に行えるよう、定型的・経年的に取扱いできる様式としており、これらのエビデンスに基づいた自己点検・評価が行われている。

自己点検評価書を全教職員に配付し、教育研究活動や管理運営などの状況及び改善・向上方策を含めた今後の取組みに関する情報を共有している。また、図書館で開架しているほか、ホームページにも掲載しており広く学外にも公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価活動の過程において改善・向上が必要な事項は、自己点検・評価実施委員会において「自己点検・評価に基づく改善・向上事項報告書」にまとめられ大学評議会に報告されている。この報告書の「満たせていない留意点」「新たに取り組むべき留意点」について、大学評議会から各学科及び各委員会にそれぞれ改善・対応策などの検討が依頼され、結果は大学評議会で審議・報告されている。このように自己点検・評価の結果を活用するための PDCA サイクルの仕組みが確立されており、教育研究、大学運営の改善・向上に向け有効に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 特色ある教育・研究と社会貢献

A-1 大学が持っている人的資源の活用と社会への提供

- A-1-① 建学の精神に沿った社会貢献体制の整備
- A-1-② 地域教育開発センターの適切な運営と社会貢献
- A-1-③ 教育研究活動を通じた社会貢献

【概評】

建学の精神を具体化したスクールモットー「Realize Your Mission」に基づく社会貢献体制として地域教育開発センターを設置し、地域社会に貢献している。教育研究活動を通じた社会貢献も実施されている。また、REDeC（レデック）セミナーとして、教員が研究の成果について学科独自に、あるいは学科を超えた学科間共同で、さらに学外の教員・専門家と共同して企画運営を担いながら市民に発信している。キャリアアップ講座として、管理栄養士国家試験受験対策講座を開催している。

「北陸学院大学スイーツ研究所」では、短期大学部食物栄養学科の学生が中心となって、企業との協同で加賀野菜や地元企業が栽培している野菜を用いた新スイーツの開発に取組み、製造、販売することを通して地域貢献をしている。また、幼児児童教育支援として、幼児の音楽グループ、レクリエーショングループ、金沢市子育て支援事業、「遊び場 JOJO」「MAGONOTE 塾」を行い、幼児児童教育学科の教育目的に沿った社会貢献が行われている。

平成 24(2012)年度からの取組みとして、「ともいき塾」による「よりそいの花プロジェクト」があり、東日本大震災で被害を受けた岩手県陸前高田市へ、大学・短期大学部すべての学科から多くの学生がボランティアとして参加している。このほか、教員の研究活動を通じた社会貢献活動、出前講座、公開講座なども実施されている。

今後、学生が主体となって貢献の場を積極的に求め、「地域教育開発センター」がそれを後方支援していくこと、地域側からの要請や課題にどれだけ応えることができるかが課題と認識している。

基準 B. 国際交流

B-1 国際的視野を持ち、ホスピタリティを実践する人材の育成

B-1-① 海外研修の実施

B-1-② 留学の実施

B-1-③ 国際交流プログラム

【概評】

国際交流として、海外研修、留学及び国際交流プログラムを実施している。長期にわたって実施している海外研修は、短期大学部コミュニティ文化学科の「海外研修 I」として開講しているが、大学においては「他大学での取得単位」として単位を認定している。海外研修は語学研修のみならず、大学・短期大学部の教育理念に沿ったホスピタリティの体験を重視しながら実施し、その成果を挙げている。留学については、「留学の手引書」にその詳細を記述し、きめ細かな学生支援を行っている。国際交流プログラムとして、提携大学との「国際交流・研修プログラム」を実施している。また、「イングリッシュ・キャンプ」を毎年実施し、短期大学部コミュニティ文化学科の学生と地元在住の外国人と交流を図っている。

北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部全体としての規模や特性を照合しながら海外研修及び留学の提携先を充実させ、地域社会においては異文化理解を深めるプログラムに

北陸学院大学

ついて検討を進めているなど、今後の方向性を認識している。

